障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額の対象者があるものは、施行日以後速やかに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）

三　加給年金額の対象者の氏名及び生年月日

四　加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持している旨

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年三月一日から施行する。

（老齢厚生年金等施行日前請求手続に係る経過措置）

第二条　老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金に係る老齢厚生年金等施行日前請求手続については、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の規定により読み替えられた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号）による改正後の厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条の規定の例による。

○文部科学省令第三号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十八日

文部科学大臣　松野　博一

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の表第三十条第二項第三号の三の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　老齢厚生年金施行日前請求手続（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に定める老齢厚生年金（日本私立学校振興・共済事業団が支給するものに限る。）の裁定の請求に関し、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号）第七条の規定による裁定の請求の手続をいう。次条において同じ。）については、この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四十二条の規定の例による。

第三条　老齢厚生年金施行日前請求手続については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号）第四条の規定を準用する。この場合において、同条中「厚生労働大臣」とあり、及び「機構」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

○厚生労働省令第十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を次のように定める。

平成二十九年二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十四年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

本則中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十七条第十四項」を「第八十七条第十一項」に改める。

本則の様式の表面中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第14項」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第11項」に改め、同様式の裏面中「エネルギーの使用の合理化に関する法律抜すい」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜粋」に、「14」を「11」に、「15　第1項」を「12　第1項」に、「第13項」を「第10項」に改め、「、第75条第5項、第75条の2第3項」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告　示

○金融庁財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十八日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎

金融庁

財務省

「スカンディナビスカ・エンスキルダバンケン・エービー　スウェーデン王国　ストックホルム市　クングストランド　ガスタン　八」を「スカンディナビスカ・エンスキルダバンケン・エービー　スウェーデン王国　ストックホルム市　百六　四十」に、「クレディアグリコル　ルクセンブルグ」を「シーエー　インドスエズ　ウエ　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　アレー　シェファー」を「シーエー　インドスエズ　ウエ　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　三十九　アレー　シェファー」に改める。

○復興庁告示第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第九号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社青森銀行

二　住所　青森県青森市橋本一丁目九番三十号

○復興庁告示第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第九号））に係る指定金融機関を平成二十九年二月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　青い森信用金庫

二　住所　青森県八戸市大字八日町十八番地